

現在の規則第10条の運用基準

〔犯罪被害給付制度事務処理要領（平成21年9月11日付け警察庁丙給厚発第24号別添）〕

8 規則第10条関係

(1) 第1項について

「特段の事情があるとき」とは、次のような事情があるときをいう。

ア 規則第2条及び第3条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間の婚姻又は縁組が事実上解消しており、両者が全く他人と同様の関係にあると認められる事情があるとき、又は、規則第2条の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る。）を受けていた場合であって、犯罪被害者又は第一順位遺族が加害者との間の婚姻を解消しようとしていたなど犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間の婚姻が事実上破綻していたと認められる事情があるとき。

イ 規則第4条第2号及び第6条第1号の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族の行為は外形的にはこれらの規定に該当するが、当該犯罪被害が発生した過程における加害者の行為等に照らせば、当該犯罪被害者又は第一順位遺族についてこれらの規定に該当する行為を行わないことを期し難い事情があるとき。

ウ 規則第7条前段の規定に関し、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に密接な関係があった場合において、当該犯罪行為がその関係にかかわりなく、又は加害者の一方的な理由により行われたとき。

(2) 第2項について

ア 第1号について

(ア) 本号に該当する事情があれば、例えば下記のように規則第2条第1号に定める事由に加え、同条第2号若しくは第3号又は第3条に定める事情がある場合であっても、本号の規定の適用がある。

- ・ 夫が妻を殺害し、その実子が第一順位遺族となる場合（加害者と犯罪被害者との関係は規則第2条第1号に該当。加害者と第一順位遺族との関係は同条第2号に該当）
- ・ 夫が実子を殺害し、妻が第一順位遺族となる場合（加害者と犯罪被害者との関係は規則第2条第2号に該当。加害者と第一順位遺族との関係は同条第1号に該当）

(イ) 「これに準ずる事情」とは、本号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、次のような事情がある場合をいう。

- ・ 「規則第2条第1号に定める事情がある場合」及び「当該犯罪被害者又は第一順位遺族からの申立てにより」に関し、加害者が妻子を殺害した事案において、妻の申立てにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令が発せられていたこと（子を犯罪被害者とする申請事案においては規則第2条第1号に定める事由がなく、また、命令の申立ては「犯罪被害者又は第一順位遺族」によるものとはいえないが、「準ずる事情」を認めて本号を適用）
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令が発せられていること」に関し、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該

加害者に対して禁止命令等を発していたことなど、加害者と犯罪被害者又は第一順位遺族との関係において、公的機関が、犯罪被害者又は第一順位遺族を保護するため、加害者等に対し一定の命令を発していたこと

- ・ 「(第4条又は第5条に定める事由(これらに準ずるものを含む。))がある場合(中略)を除く。)」に関し、規則第5条第2号に定める事由がある場合であっても次号に該当する事情がある場合には、当該除外する場合に含まれないこと

(ウ) 本号に該当する事情がある場合であっても、裁定を行う段階において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に良好な夫婦関係が回復しているなどの場合には、本項の「前項の規定に該当する場合」に当たらない。

イ 第2号について

(ア) 「当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに関連がないと認められる場合」とは、当該犯罪行為と犯罪被害者又は第一順位遺族が規則第5条第2号に規定する組織に属していたこととの間に何らの因果関係も認められない場合をいう。

(イ) 「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないこと」の認定を行うに当たっては、当該関係部課と十分に協議すること。

(ウ) 本号に該当する事情がある場合であっても、「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者」と規則第5条第2号に規定する組織との関係が継続している場合には、本項の「前項の規定に該当する場合」に当たらない。

(3) 第3項について

ア 「その他の当該犯罪に係る事情」とは、

- ・ 規則第6条第2号又は第7条に定める事由があるものの、これらの事由により法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があること

- ・ 規則第6条第2号又は第7条に定める事由に準ずる事由がないこと

等の本項に例示する事情(規則第6条第2号又は第7条に定める事由がないこと)に準ずる事情のほか、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者の関係、被害に遭った状況、経緯等を含むものである。

イ 「特に必要と認められるとき」とは、アの「その他の当該犯罪に係る事情」を「勘案して」、本項を適用する必要性が特に高いと認められるときを指し、本項に例示する事情やこれに準ずる事情が認められる場合に、直ちに、本項が適用されるものではないことを意味するものである。

規則第10条の適用状況

減額割合	適用	不適用
全額支給 (主な事案の類型) DV	【第10条第3項】 ・(A)及び(B)の状況がある ・給付金を全額支給することが「特に必要と認められる」事情がある (被害者・申請者と加害者との間に密接な関係がない、申請者が幼児である)	
3分の1減額 (主な事案の類型) DV すべて現行規則施行前の事例 (旧規則第10条第2項適用)	【第10条第2項】 ・(A)の状況がある ・保護命令があるか、保護命令はないものの公的機関 (警察、裁判所等)に保護を求めている状況がある } (B)	
3分の2減額 (主な事案の類型) DV 年少者被害 心神喪失状態の加害行為 婚姻・親子関係破綻	【第10条第1項】 ・親族関係が破綻(加害者からの日常的暴力、長期間 別居状態) ・親族関係が犯行の大きな要因ではない ・不慮性が強い(一方的犯行、帰責性なし) ・加害者を利するおそれがない } (A)	【第10条第2項】 ・保護命令がない ・公的機関に助けを求めた状況がない ・自ら取り得る被害防止措置を講じていない(同居を継続し生活費 を加害者から受給) ・加害者からの日常的暴力がない ・夫婦間の人間関係のもつれ(被害者の不倫、長期間音信不通)
不支給 (主な事案の類型) 親族間不和 年少者被害 心神喪失状態の加害行為		【第10条第1項】 ・親族関係が破綻していない ・被害者に帰責性や加害者との密接な関係がある ・申請者に不注意・不適切な事情がある ・加害者を利するおそれがある

「親族関係」には内縁関係を含む。